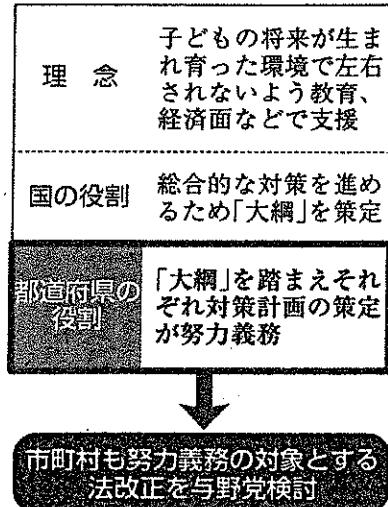


子どもの貧困対策推進法の見直し
(議員立法で2013年成立、14年施行)



子ども貧困 市町村も対策 努力義務化へ法改正検討

超党派議連

二〇一二年に成立した子どもの貧困対策推進法について、超党派の議員連盟が法改正を検討していることが七日、分かった。現行では対策の計画策定が都道府県の努力義務となっているが、取り組みをさらに進めることを理念とする。生まれ育った環境で将来が左右されないよう教育支援などの対策を、国や地方自治体が実施する責務があると規定される。議員立法により制定、一四年一月に施行しました。

で改正案を提出する。

推進法は、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切ることを理念とする。生まれ

るが、地方自治体による

世帯の大学進学率は一般家庭より大幅に低いなど、取り組みは道半ばの状況だ。

政府は二〇一四年に閣議決定した「子供の貧困対策大綱」で、二十五項目の統計データを「指標」と位置付けて改善に努めている。上向いていいるデータが多い一方で、経済的にゆとりがない家庭と一般家庭での「教育機会」には大きな格差が残っている。

平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らす十八歳未満の割合を示す「子どもの貧困率」は一五年時点では13・9%と、七人に一人に上の計算だ。一一年の16・3%からは改善したもの、先進国の中ではなお高い

教育機会に大きな格差

水準にとどまっている。

生活保護を受給している世帯の子どもの大学・専修学校進学率は、一七年四月時点で35・3%。一三年四月時点から2・4㌽上昇したが、全世帯の73・0%の半分にも満たない状況だ。進学すれば同居していく生計が切り離されて生活保護費が減額される「世帯分離」の制度が背景の一つにあり、廃止するべきだとの声が根強い。

また生活保護世帯の高校の中退率も一七年四月時点で4・1%と低下傾向にあるが、それでも全世帯の1・3%の三倍以上に上っている。

対策計画の策定だ。政府決

定の「大綱」を踏まえ、各

都道府県は地域事情に応じ

た計画づくりに努めないと

いけない。全都道府県が策定済みだが、生活保護受給

を展開。京都府では「きよ

うことどもの城づくり事

業」と題し、ひとり親家庭

の子どもに対する居場所の

提供や「子ども食堂」を実

施するNPO法人などに運

営する市町村の役割が極めて重

要だ」と訴える。内閣府も

有識者会議で議論し、有識

者メンバーから「都道府県

と市町村の役割分担を明確

にして対策を推進すべき

だ」と指摘が出ている。

子どもの貧困対策推進法

付則には施行五年後に見直しを検討することが盛り込まれており、超党派議連が

一八年十一月から法改正を

視野に議論を進めている。

貧困家庭の子どもを支援する団体は「子どもの貧困

村もある。